

## 競争入札設計図書等に関する回答書

令和8年6月19日

福島県会津若松建設事務所長 馬場 靖

工事（委託業務）番号	第26-41340-0058号
工事（委託業務）名	道路橋りょう維持（維補）工事（防護柵）
質 問 事 項	
<p>1 評価基準 ※1 同種・類似工事に道路維持補修工事とありますが、下記の工事はそれぞれ評価の対象となりますでしょうか。ご教示お願い致します。</p> <p style="margin-left: 20px;">① 道路橋りょう整備（交付）工事（防護柵）における防護柵工（取替え） ② 道路橋りょう維持（維補）工事（防草）における防草工（防草シート張り）</p> <p>2 総合評価点評価基準における同種・類似工事について 道路維持補修工事ですが、道路土工・法面工・舗装工・排水構造物工・管渠工・擁壁工・水路工は評価の対象となりますでしょうか。 また、総合評価方式に関するQ&amp;A（福島県総務部入札監理課HP）を確認しましたが特定できませんでしたので道路維持補修工事の定義をご教示願います。</p> <p>3 採用単価表F0030「スクラップ 鉄くず H2」について、最寄りの県内都市単価を採用と記載がありますが福島①②のみの単価を採用しているものと捉えてよろしいでしょうか。 もしくは、仙台①②との平均値でしょうか。ご教示ください。</p> <p>4 総合評価点評価基準※1同種・類似工事について ① 道路維持補修工事とありますが、公共災害復旧工事における「防護柵 ケーブル張、中間支柱再設置」は対象工事になりますでしょうか。 ② 金抜き設計書 総括情報表に記載の諸経費工種が道路維持の場合は評価対象になりますでしょうか。</p>	
回 答 事 項	
<p>1 ①の防護柵工（交通安全施設）は、対象となりますが、落石防護柵工は対象外となります。 ②の防草工は、対象となります。</p> <p>2 道路土工・法面工・舗装工・排水構造物工・管渠工・擁壁工・水路工等の新設工事は、評価の対象外です。 また、道路維持補修工事の定義はありません。</p> <p>3 設計資材単価等決定基準に基づき、福島①②の単価を採用しています。</p> <p>4 ① 対象となります。 ② 金抜き設計書 総括情報表に記載の諸経費工種では評価の対象の判断はしていません。</p>	